

議案第 24 号

石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び
石岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を
制定することについて

石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び石岡市職員
の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により
議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 20 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

地方自治法の改正により令和 6 年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支
給するため。

石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び石岡市
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年石岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条中「休日勤務手当及び期末手当」を「休日勤務手当，期末手当及び勤勉手当」に，「報酬及び期末手当」を「報酬，期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条の2 給与条例第21条の規定は，任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第3項及び第4項の規定は，前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第24条第1項中「以下この条」の次に「及び次条第1項」を加え，同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第24条の2 給与条例第21条の規定は，任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において，同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては，給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは，「それぞれの基準日（退職し，若しくは失職し，又は死亡した職員にあつては，退職し，若しくは失職し，又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員として在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第3項及び第4項の規定は，前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(石岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 石岡市職員の育児休業等に関する条例（平成17年石岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。